

緊急小口資金・総合支援資金の 特例貸付の申請が郵送でも可能になります

1. 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、郵送での申請手続きが可能になります。(これまで通り、窓口でも申請を受け付けています)
2. 貸付の要件等については、本会ホームページ上の「緊急小口資金の借入を希望される方へ」及び「総合支援資金の借入を希望される方へ」に記載してありますので、まずそちらをご確認ください。
3. 郵送による申請書類の送付先は、通常の申請窓口と同様に、お住まいの市町村の社会福祉協議会となります(群馬県社会福祉協議会ではありません)。
具体的な送付先および問い合わせ先は、本会ホームページ上の、「〇受付相談先 お住まいの市町村社会福祉協議会」のリンク先をご確認ください。
※送付の際は必ず、宛名の下部に「特例貸付申請書類在中」と記載してください。
4. 借入申込みにあたっては、下記の書類が必要です。
なお、①緊急小口資金特例貸付必要書類の(1)～(5)及び②総合支援資金特例貸付必要書類の(1)～(4)は、本会ホームページよりご自身で印刷していただくか、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお電話で郵送請求をしてください。
①緊急小口資金特例貸付必要書類
 - (1)「借入申込書」
※確認等でお電話させていただくことがあるため、日中繋がる電話番号を鮮明にお書きください。
 - (2)「借用書」
 - (3)「重要事項説明書」
 - (4)「収入減少の申立書」
又は令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類
 - (5)「郵送前のチェックリスト」
 - (6) 本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)の写し
※個人番号(マイナンバー)が入っていないものを提出していただきます。
 - (7) 世帯全員の住民票(住民票コード・個人情報以外に省略の無いもの)
※個人番号(マイナンバー)が入っていないものを提出していただきます。
 - (8) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類の写し
※通帳を一枚めくった、金融機関名・口座名義・口座番号・支店名等が記載されているページが最も望ましいものになります。
※書類・キャッシュカード等の写しは金融機関名・口座名義・口座番号・支店名等が明確に印刷されているか、必ずご確認ください。**②総合支援資金特例貸付必要書類※3ヶ月間のみ**
 - (1)「借入申込書」
※確認等でお電話させていただくことがあるため、日中繋がる電話番号を鮮明にお書きください。

(2)「借用書」

(3)「収入減少の申立書」

又は令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類

(4)「郵送前のチェックリスト」

(5) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）の写し

※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。

(6) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人情報以外に省略の無いもの）

※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。

(7) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類の写し

※通帳を一枚めくった、口座名義・口座番号・支店名等が記載されているページが最も望ましいものになります。

※書類・キャッシュカード等の写しは金融機関名・口座名義・口座番号・支店名等が明確に印刷されているか、必ずご確認ください。

※これらを全て揃えた上で、お住まいの市町村の社会福祉協議会に送付してください。なお、書類に不備があった場合、追加で送付または窓口へ提出していただくこととなるため、お急ぎの場合は来所により申請していただくほうが確実です。

5. 貸付金の交付まで、全ての書類等を不備なくお住まいの市町村社会福祉協議会で受理してから緊急小口資金特例貸付は7日程度、総合支援資金特例貸付は3週間程度かかりますので、ご了承ください。

6. 市町村社会福祉協議会で全ての書類を不備なく受理しましたら、確認の電話を入れさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

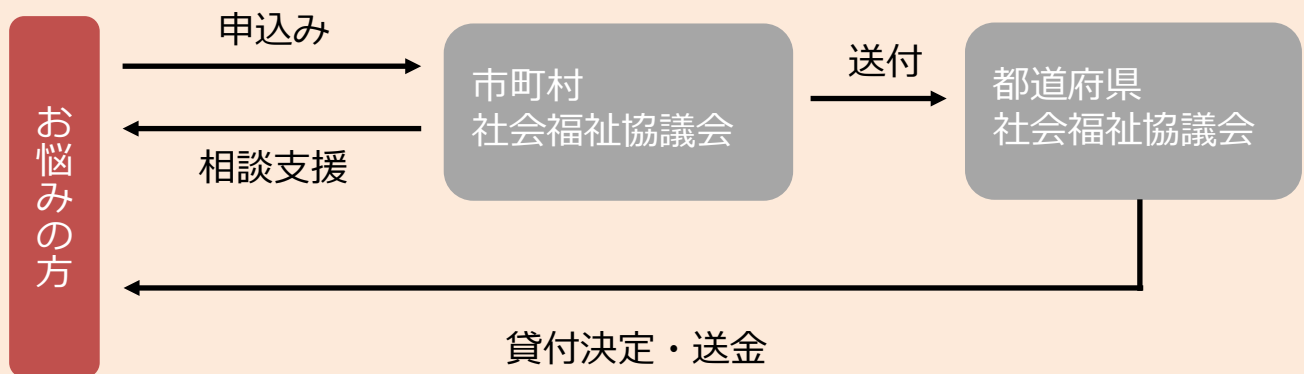
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

安中市社会福祉協議会 電話：027-382-8397

受付時間（月～金曜日 8：30～17：15）もしくは

群馬県社会福祉協議会 福祉資金課 電話：027-255-6031

受付時間：（月～金曜日 9：00～17：00）

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (2人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会